

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）				旧			
<p>（熟成ハム類の規格）</p> <p>第4条 熟成ハム類の規格は、前条に規定する生産の方法についての基準のほか、次のとおりとする。</p>				<p>（熟成ハム類の規格）</p> <p>第4条 熟成ハム類の規格は、前条に規定する生産の方法についての基準のほか、次のとおりとする。</p>			
区 分		基 準		区 分		基 準	
品 質	（略）			品 質	（略）		
	原 料	原 料 肉	（略）		原 料	原 料 肉	（略）
		原料肉以外の原材料	（略）			原料肉及び食品添加物以外の原材料	（略）
	添 加 物		（略）		食品添加物		（略）
（略）			（略）				
表 示		<p>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、名称の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>熟成ボンレスハムにあつては「熟成ボンレスハム」と、熟成ロースハムにあつては「熟成ロースハム」と、熟成ショルダーハムにあつては「熟成ショルダーハム」と記載すること。</p>		表 示		<p>次に規定する方法により行われていること。</p> <p><u>1 熟成ボンレスハムにあつては「熟成ボンレスハム」と、熟成ロースハムにあつては「熟成ロースハム」と、熟成ショルダーハムにあつては「熟成ショルダーハム」と記載すること。</u></p> <p><u>2 <u>ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあつては、1に規定する表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を記載すること。</u></u></p>	